

# 不法投棄を発見した時には・・・



## 不法投棄 発見！！

まずは警察か役場へ通報

※ ■ は警察署、■ は役場に最初に通報した場合

### 【川本警察署】

生活安全刑事課 72-0110  
または最寄りの駐在所

連絡・協議

### 【邑南町役場】

町民課	95-1114
	(IP 3006)
瑞穂支所	83-1121
	(IP 5000)
羽須美支所	87-0221
	(IP 6500)

### 【原因者が判明した場合】

警察は通報に基づき必要な捜査を実施します。

役場で原因者を特定できるものを発見した場合は、役場から警察へ通報します。

産業廃棄物の場合は、県へも通報します。

### 【原因者が判明しない場合】

土地・建物の所有者または管理者自らの責任で処理しなければなりません。

### 【通報する時のポイント】

現場状況（いつ・どこに・どれくらい・どのような物が、周辺環境に影響はないか）や、投棄現場を目撃した場合は不法投棄を行った車のナンバー、車種等分かる範囲で連絡してください。（注：個人で調査など行くと、身に危険が及ぶ恐れがありますので無理のない範囲で。）

そうならないためにも・・・

- ・定期的な見回り
- ・空き地、耕作放棄地の草刈り
- ・看板や柵の設置

を行い、自分の土地・建物を守りましょう。

